

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対  
する医療に関する法律施行規則の一  
部を改正する省令（厚生労働一〇三）

### 〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登  
録政治資金監査人証票を亡失した旨  
の書面の提出があったので、その旨  
を公告する件  
（政治資金適正化委五九）

○改正された第三海兵機動展開部隊の  
要員及びその家族の沖縄からグアム  
への移転の実施に関する日本国政府  
とアメリカ合衆国政府との間の協定  
に基づく日本国政府による資金の提  
供に関する書簡の交換に関する件  
（外務三〇四）

○強制執行、仮差押え及び仮処分をす  
ることができない海外の美術品等を  
指定する件（文部科学一二五）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づ  
き品種登録した件  
（農林水産一一九七）

○農林物資の規格化及び品質表示の適  
正化に関する法律の規定に基づき、  
登録認定機関の登録を更新した件  
（同一一九八）

○エネルギー管理士の試験及び免状の  
交付に関する規則第十四条の規定に  
基づき登録研修機関の登録事項を変  
更する届出があった件  
（経済産業一八五）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関  
する法律に基づく型式承認等をした  
件（国土交通八九二）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登  
録講習機関の登録をした件  
（同八九三）

○建築基準法の規定に基づく指定確認  
検査機関の指定等をした件  
（同八九四）

○道路に関する件  
（九州地方整備局一八七）

### 〔国会事項〕

#### 〔人事異動〕

内閣 内閣府 復興庁 財務省 文部  
科学省

#### 〔皇室事項〕

#### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

法務省防災業務計画の修正要旨の公表  
について（法務省）

#### 労 働

最低賃金の改正決定に関する公示  
（滋賀労働局最低賃金公示一）

#### 国家試験

平成二十六年技術士第一次試験の試  
験会場（文部科学省）

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

有権者申出方、土地改良事業計画（国  
営二七〇・国営雨竜暑寒）関係

#### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生関係

#### 特殊法人等

企業年金基金変更関係  
会社その他

### 省 令

#### ○厚生労働省令第百三三三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第  
六項第九号、第十二条第一項第二号及び第十四条  
第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症  
の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部  
を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年九月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医  
療に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九  
号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第二十  
三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第  
二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号  
を加える。

二十四 播種性クリプトコックス症

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第十二  
号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第  
十一号中、「第十三号から第十五号まで」を「第十  
四号から第十六号まで」に改め、同号を同条第十  
二号とし、同条中第五号から第十号までを一号ず  
つ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症

第四条第三項中第十八号を第二十一号とし、第  
十四号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第  
十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加  
える。

十六 播種性クリプトコックス症

第四条第三項中第十二号を第十四号とし、第十  
一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加え  
る。

十三 水痘（患者が入院を要すると認められる  
ものに限る。）